業務委託契約書

山本　晃平　（以下「乙」という。）と

大嶋　来唯 （以下「甲」という。）とは、 次の通り業務委託契約を締結する。

下記に定める業務を委託することに関する基本契約とし、

本契約の有効期間中、乙と甲との間その都度締結される個別契約に適用される。

第1条(業務委託の内容)

1 乙は、以下の業務(以下「業務委託契約書」という。)を甲に委託し、甲はこれを受託し提供する。

(1) HP作成（個人と店舗を合わせたもの1つ作成）

(2) Googleマイビジネス申請（店舗1つ）

(3) 上記各号へのアドバイス業務

①契約は、乙から甲に対し電子メール及びSNS 等にて意思表示することにより申し込み、 甲が乙に対し、承諾の意思表示を書面又は電子メール及び SNS にて発送した時点で成立する。

②甲は、本件業務の遂行場所を自由に決定することができる。

③個別契約の内容が本契約と異なるときは、個別契約を優先させる旨の特段の定めがない限り、本契約の条項が優先的に適用される。

2 乙は、前項に基づく甲による提案の採否は自らの責任で行うものとし、甲は提案内容 に関し、一切の保証および責任を負わないことを、乙は確認する。

第2条(信用保持)

甲または乙は、双方に信用・名誉・イメージまたはブランド価債を殴損し又はこれらに悪影響を与えるおそれのある行為を行わないものとする。

第3条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より、一年間とし自動更新されるものとする。 但し、甲はこの期間中に各業務を実施し、個別の事柄に関しては都度契約するものとする。 双方から異議がなされない場合、本契約は同一条件にてさらに一年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。

終了原因の如何にかかわらず、本契約終了後も本条及び第6条、第11条、第12条の定めは有効に存 続するものとする。

本契約が終了した場合であっても、その終了前に成立した個別契約については、終了事由に該当しない 限りその有効期間中存続し、その限りにおいて本契約の定めがなお有効に適用されるものとする。なお中途解約を行う場合は乙が甲に中途解約金 100 万円を支払うものとする。 この中途解約においておこる甲及び関連する第三者の損害は、乙が全責任をもって賠償するも のとし、甲及び関連する第三者との係争や紛争についても乙が全責任をもって解決を行うもの とする。

第4条(費用)

1 甲は乙に対して、本件業務契約として、費用代月額金 15,000 円(税込)を

支払うものとする。

2 支払いは一括とし、費用は乙の指定する支払い方法に従うものとする。また、金融機関の口座に振込送金の場合の振込手数料は甲の負担とする。

3 契約日よ 1 ヵ月後を期限とする。

4 甲が本契約に基づく費用の支払いを怠った際は、年 14.6%の割合(年 365 日の日割計算）による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第 5 条(通知義務)

甲及び乙は以下の各号のいずれか一つに該当する場合は、乙に対し、予めその旨を 書面又は電子メール及び SNS にて通知しなければならない。

1 個人及び法人の名称又は商号の変更

2 代表者の変更

3 個人及び法人の本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

第 6 条(機密保持)

1 甲及び乙は、互いに本契約に基づき知り得た相手方が機密と指定する情報を機密として保持しなければならない。よって相手方より開示又は貸与を受けた技術上、販売上、その 他一切の業務上報(本契約の内容を含む)につき、善良なる管理者の注意をもって管理し、 相手方の事前の同意を得ることなしに本契約の目的以外への使用、及び譲渡等の処分を 行ってはならず、また開示漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものと証明できる場合はこの限りではない。

（1）相手方から開示された、又は知り得た時点で既に公知公用であったもの、又はその後 自らの責めによらず公知公用になったもの。

（2）相手方から開示された、又は知り得た時点で既に自らこれを保有していたもの及び取得する以前に既に知得していた情報。

（3）取得した後に自己の責によることなく、公知公用となった情報。

（4）第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したもの。

（5）法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。

（6）独自に開発した情報

2 前項の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第7条(成果物)

1 甲が本件業務提携契約を行にあたり作成して乙に提供する情報、ノウハウ、方法、スキーム、書面(以下「成果物」という)及びそれに関連するものの著作権、その他の知的財産権は、すべて甲に属するものとする。

2 甲は、第6条の機密保持条項に反しない限度で、甲以外の第三者に対して成果物を提供する等して使用することができる。

3 乙は甲に対し、甲の事業活動に必要な範囲でのみ、成果物を使用することを許諾する。

第8条(第三者の権利侵害)

甲は、乙の実施に際し、その成果物の作成方法について、第三者が有する特許権等の産業財 産権、著作権及びその他一切の権利にも抵触しないよう留意するとともに、万一、抵触の問題が発生し、 又は発生するおそれのある場合には、その旨を乙に通知し、当該問題を双方協力の上、解決を努力 するものとする。但し、当該問題が甲の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。

第9条(契約の解除)

1 乙は甲が本契約に違反した場合、本契約を解除することができる。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

2 甲は下記各号の一つにでも該当したときは、相手方は何ら催告なくして直ちに契約を解除することができる。故意又は過失により本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を求められたにもかかわらず是正を行わないとき。

3 本契約に違反したとき。

4 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき。

5 破産、⺠事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき。

6 その他各号に類する不信用な事実があるとき。

7 その他、甲が社会的信用を失墜し又はそのおそれがあり、本契約を存続しがたいと乙が認めたとき。

第10条(暴排条項)

乙及び甲は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約する。

(1) 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその 関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞 や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以 下「反社会的勢力」という。）でないこと。

(2) 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。

(3) 反社会的勢力を利用しないこと。

(4) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。

(5) 役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。

(6) 自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと。

1 暴力的な要求行為

2 法的な責任を超えた不当な要求行為

3 取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

4 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害

する行為

5 その他本号1から4に準ずる行為

第11条(損害賠償責任)

甲又は乙が、故意又は過失によって本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは 相手方に現実に生じた直接かつ通常の損害の範囲でこれを賠償する責を負う。 尚、この場合における損害賠償金 100 万円を基準額とする。

第12条(紛争解決事項)

1 本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意を持って協議決定ないしは解決するものとする。

2 甲及び乙は、国内外の諸法令、諸規則を遵守し、これに従うものとし 本契約の準拠法は日本法とする。

3 万が一協議の整わざる場合は、神戶地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本 2 通を作成し、各自記名捺印の上 それぞれその 1 通を保有する。

2021年 8月 11日

乙

住所及び所在地　〒546-0023

大阪府大阪市東住吉区矢田4丁目8-4

氏名　　山本　晃平

連絡先　080-5706-0008

甲

住所及び所在地 兵庫県姫路市玉手1-163-1

氏名 大嶋　来唯

連絡先 070-7415-9179